交通事故共済制度要綱

第１章　制度の基準

第１条（給付金を支払う場合）

① 全国運転代行共済協同組合（以下「本組合」といいます。）は、被共済者が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「運転代行適正化法」といいます。）に基づいた自動車運転代行業務中に次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったときは、この要綱に従い給付金（死亡給付金、後遺障害給付金、医療給付金および手術給付金をいいます。）を支払います。

（１）　受託自動車または随伴用自動車（以下「随伴車」といいます。）（いずれも４輪に限ります。以下同様とします。）の運行に起因する事故

（２）　受託自動車もしくは随伴車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または受託自動車もしくは随伴車の落下

（３）　運行中の受託自動車もしくは随伴車に搭乗していない場合の、運行中の自動車との衝突、接触等の事故または運行中の自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故

② 前項の傷害には、ガス中毒を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または日射、熱射または精神的衝動による障害および被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない傷害を含みません。

第２条（被共済者の範囲）

この要綱における被共済者は、組合員（以下、「共済契約者」といいます。）の役員（代表者を含みます。）または従業員で本組合へ運転手登録された者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗している者を含みません。

第３条（保障責任の始期および終期）

① この制度の保障責任は、共済期間の初日の午後４時（共済証書にこれと異なる 時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後４時に終わります。

② 前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

③ 契約は、その申込を受け、掛金を受領した時から契約が成立したとみなします。また、申込承諾の通知は、共済証書の発行をもってこれにかえることとします。

④ 保障期間が始まった後でも、掛金振込が指定日までに行われない場合に生じた事故による傷害に対しては、給付金を支払いません。

第２章　給付金を支払わない場合

第４条（給付金を支払わない場合）

① 本組合は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、給付金を支払いません。

（１）　共済契約者、被共済者または給付金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた傷害。ただし、給付金を受け取るべき者の故意または重大な過失の場合は、そのものが受取るべき金額に限ります。

（２）　共済契約者が運転代行適正化法第４条の認定を受けていない場合に生じ

た傷害。

（３）　本組合に運転手登録されていない者に生じた傷害。

（４）　本組合に随伴車として登録がされていない車両を使用して運転代行業務を行っていた場合に生じた傷害。

（５）　被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害。

（６）　被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条（定義）第１５項に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合または道路交通法第６５条第１項に規定する酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた傷害。

（７）　被共済者が、受託自動車の使用について、正当な権利を有する者の承認を得ないで受託自動車を運転中に生じた傷害。

（８）　平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症。（丹 毒、リンパ腺炎、敗血病、破傷風等）

（９）　被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害。

② 本組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、給付金を支払いません。

（１）　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。（群衆または、多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（２）　地震もしくは噴火またはこれらによる津波。

（３）　核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。

（４）　前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染。

（５）　第１号から第４号までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

③ 本組合は、次のいずれかに該当する場合給付金を支払いません。

（１）　人身事故としての公の機関が発行する交通事故証明書が取得できないとき。

（２）　通勤途上の事故。

第３章　給付金の種類および支払額

第５条（死亡給付金の支払）

① 被共済者が第１条（給付金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果とし て、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に死亡したときは、共済規程別表２に記載の給付金額（以下「給付金額」といいます。）の全額（既に支払った給付金がある場合は、給付金額から既に支払った金額を控除した残額とします。）を死亡給付金として被共済者の法定相続人に支払います。

② 前項の被共済者の法定相続人が２名以上である場合は、本組合は、法定相続分の割合により同項の死亡給付金を被共済者の法定相続人に支払います。

第６条（後遺障害給付金の支払）

① 被共済者が第１条（給付金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として後遺障害が生じ、自動車損害賠償保障法または労働者災害補償保険法に基づく後遺障害であるという認定を受けた場合は、給付金額に別表１に掲げる各等級の後遺障害に対する支払割合を乗じた額を後遺障害給付金として被共済者に支払います。

② 上記①の認定を受けられない場合であっても、別表１に掲げる後遺障害に該当するという医師の診断書が提出された場合は、定款第６０条に規定する審査委員会で支払の諾否を決定します。

③ 既に他の原因に基づく後遺障害が存在している被共済者が第１条（給付金を支払う場合）の傷害を被ったときは、その後の後遺障害等級に該当する給付金より既存の後遺障害の等級に該当する給付金額を差し引いた給付金を支払います。

第７条（医療給付金・手術給付金の支払）

① 医療給付金の支払は、事故日からその日を含めて１８０日以内に医師の治療を要したときに共済規程別表４の内容に基づき支払うこととします。

② 被共済者が通院しない場合でも下記部位の骨折の治療のためギプス等（ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの）を常時装着している日数は治療実日数に含めます。

（１） 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨、腓骨）および脊柱のギプス

（２） 長管骨に接続する三大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節、足関節）の骨折で長管骨部分も含めたギプス

（３） 肋骨・胸骨の骨折による体幹部のギプス

③ 被共済者が事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に病院または診療所において、第１条（給付金を支払う場合）の傷害の治療を目的として医師による手術を受けたときは、３万円の手術給付金を被共済者に支払います。ただし、１事故に基づく傷害について、１回の手術に限ります。

④ 前項の「手術」とは医師が治療を目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除・摘出などの処置を施すことをいいます。

第８条（他の身体の障害または疾病の影響）

① 被共済者が第１条（給付金を支払う場合）の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第１条（給付金を支払う場合）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第１条（給付金を支払う場合）の傷害が重大となったときは、本組合は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

② 正当な理由がなく被共済者が治療を怠りまたは共済契約者もしくは給付金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第１条（給付金を支払う場合）の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払います。

第９条（本組合の責任限度額）

１回の事故につき、被共済者１名に対して本組合が支払うべき給付金の額は、第５条（死亡給付金の支払）、第６条（後遺障害給付金の支払）、第７条（医療給付金・ 手術給付金の支払）および第８条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定による額とし、かつ、給付金額を限度とします。

第４章　告知義務

第10条（告知義務）

① 共済契約者または共済契約者になる者は、共済契約の締結あるいは共済期間満了をもって共済契約を継続する際、告知事項について、共済契約申込書もしくは継続申込書等により、事実を告知しなければなりません。

② 第１項の告知事項とは下表の事項をいい、本組合は告知事項の全部または一部について、質問し、質問事項への応答を共済契約者または共済契約者になる者に求めます。

（１）	本組合に運転手登録する者の人数、氏名、性別および生年月日
（２）	本組合に登録する随伴車の台数および登録番号（車両番号を含みます。以下同様とします。）
（３）	重複契約の有無、重複契約がある場合はその締結先の名称、重複契約となっている随伴車の台数および登録番号
（４）	随伴車の総保有台数
（５）	分割契約（本組合以外の損害保険会社あるいは他の共済協同組合（以下「他社」といいます。）と損害賠償措置を講じている場合、もしくは講じようとする場合をいいます。）の有無、分割契約がある場合はその締結先の名称ならびに随伴車の台数および登録番号
（６）	他社からの乗換契約（他社における既存の契約の消滅または契約期間満了をもって本組合において新たな共済契約を申し込む行為をいいます。以下同様とします。）の場合、過去３年間の他社の名称、適用料率、事故の有無ならびに事故がある場合はその件数および支払保険金（共済金）の額
（７）	他社からの乗換契約の場合、過去１年間に他社から受託自動車保険または共済契約を解除されたことの有無
（８）	新規契約の場合、申込理由
（９）	新規契約の申込理由が独立、事業譲渡または会社分割の理由による場合は、独立元、事業譲渡元または会社分割元の氏名もしくは名称および住所ならびに法人であるときはその代表者の氏名

③ 第２項の事項の確認を行うために本組合が求めた場合には、共済契約者または共済契約者になる者は、必要書類を提出しなければなりません。

第11条（告知義務違反による解除）

① 本組合は、共済契約者または共済契約者になる者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告知しなかった場合または事実と異なることを告知した場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を解除することができます。

② ①の解除が事故による傷害の発生した後になされた場合であっても、第２２条（契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本組合は、給付金を支払い ません。この場合において、既に給付金を支払っていたときには、本組合は、その給付金の返還を請求することができます。

③ ②の規定にかかわらず、解除の原因となった事実に基づかずに発生した事故による傷害については、本組合は給付金を支払います。

第12条（告知義務違反による解除ができない場合）

本組合は、下表のいずれかに該当する場合には、前条による契約の解除をすることができません。

（１）	本組合（本組合のために契約締結の代理を行う者を含みます。（１）において同様とします。）が契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合ま

	たは過失によってこれを知らなかった場合。この場合には、次に掲げる場合を含みます。 ア．本組合が、事実を告げることを妨げた場合 イ．本組合が、事実を告げないよう勧めた場合 ウ．本組合が、事実と異なることを告げるよう勧めた場合
（２）	解除の原因となる事実がなくなった場合
（３）	共済契約者または共済契約者になる者が、本組合が給付金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項につき、書面等によって訂正を本組合に申し出て、本組合がこれを承認した場合。なお、本組合が訂正の申出を受けた場合においては、契約締結の際、共済契約者または共済契約者になる者がその訂正すべき事実を本組合に告知していたとしても本組合が契約締結を承認していたと認められるときに限り、本組合は、これを承認するものとします。
（４）	本組合が解除の原因となる事実を知った時から１か月を経過した場合
（５）	契約締結時から５年を経過した場合

第13条（この制度への重複契約）

被共済者がこの制度へ、複数の共済契約者の運転手として登録されており、第１条（給付金を支払う場合）の傷害を被り、本組合へ給付金の請求があった場合、当該事故が発生した共済契約者との契約に基づき給付金を支払います。この場合、他の契約分については、給付金を支払いません。

第５章　通知義務

第14条（通知義務）

① 契約締結後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者は、あらかじめ、そのことを本組合に書面または本組合の web サイトにより通知しなければなりません。ただし、共済契約者が本組合に通知する前に、その事実がなくなった場合には、本組合への通知は必要ありません。

（１）	本組合に運転手登録されている者に変更があった場合
（２）	随伴車に変更があった場合
（３）	受託自動車の補償について、重複契約を締結するとき

② ①の通知を受けた本組合が求めた場合には、共済契約者は、必要書類を提出しなければなりません。

第15条（通知義務違反による解除）

① 前条①の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険（給付金の支払事由の発生の可能性をいいます。以下同様とします）が高くなり、この制度で定められている掛金がその危険を計算の基礎として算出される掛金に不足する状態になることをいいます。以下同様とします）が生じた場合において、共済契約者が、故意または重大な過失によって、前条①の事実の発生を、あらかじめ、通知しなかったときには、本組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を解除することができます。

② 本組合は、次のいずれかに該当する場合には、①による契約の解除をすることができません。

③ ①の規定にかかわらず、前条①の事実の発生によって危険増加が生じ、この契約の引受範囲を超えることになった場合には、本組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を解除することができます。

④ ①または③の解除が事故による傷害の発生した後になされた場合であっても、第２２条（契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時以降に生じた事故による傷害に対しては、本組合は、給付金を支払いません。この場合において、既に給付金を支払っていたときには、本組合は、その給付金の返還を請求することができます。

⑤ ④の規定にかかわらず、①または③の解除の原因となった事実に基づかずに発生した事故による傷害については、本組合は、給付金を支払います。

第16条（共済契約者の住所等変更に関する通知義務）

共済契約者が住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、そのことを本組合に書面等によって通知しなければなりません。

第６章　契約の無効・取消・解除

第17条（契約の無効）

共済契約者が、給付金を不法に取得する目的または第三者に給付金を不法に取得させる目的をもって契約の締結を行った場合には、契約は無効とし、既に払い込まれた掛金は払いもどしません。

第18条（契約の取消）

共済契約者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合には、本組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を取り消すことができます。この場合には、既に払い込まれた掛金は払いもどしません。

第19条（共済契約者による解約）

① 共済契約者は、本組合に対する書面による通知をもって、この契約を解約することができます。ただし、この場合において、本組合が未払込掛金（解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき掛金のうち、払込みがなされていない掛金をいいます。以下同様とします。）を請求したときには、共済契約者は、その掛金を払い込まなければなりません。

② ①の規定によりこの契約の解約後に本組合が未払込掛金を請求した場合において、共済契約者がその払込みを怠った時は、本組合は①の規定にかかわらず、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を解除することができます。

第20条（掛金不払による契約の解除）

掛金について、第３条（保障責任の始期および終期）に規定する期日までに払込みがない場合には、本組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を解除することができます。

第21条（重大事由による解除）

① 本組合は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を解除することができます。

（１）	共済契約者、被共済者または給付金を受け取るべき者が、本組合にこの 制度に基づく給付金を支払わせ

	ることを目的として傷害を生じさせまたは生じさせようとしたこと
（２）	被共済者または給付金を受け取るべき者がこの制度に基づく給付金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
（３）	共済契約者が、次のいずれかに該当すること ア　反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします）に該当すると認められること ア
（４）	（１）から（３）までに掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または給付金を受け取るべき者が、（１）から（３）までの事由がある場合と同程度に本組合のこれらの者に対する信頼を損ないこの契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

② 本組合は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約のその被共済者にかかる部分を解除することができます。

（１）	被共済者が、①（３）アからオまでのいずれかに該当すること
（２）	被共済者に生じた傷害に対して支払う給付金を受け取るべき者が、①（３）アからウまでまたはオのいずれかに該当すること

③ ①または②の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第２２条（契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、①または②の事由が発生した時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、本組合は給付金を支払いません。この場合において、既に給付金を支払っていたときには、本組合は、その返還を請求することができます。

第22条（契約の解約・解除の効力）

① この章に規定する契約の解約および解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。（ただし、第２０条（掛金不払による契約の解除）に規定する解除はこの限りにありません。）

② ①の規定にかかわらず、第１９条（共済契約者による解約）②の規定により契約を解除した場合、解除の効力は、同条①の規定により解約した日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第７章　事故発生時および給付金請求等の手続き

第23条（事故の通知）

① 被共済者が第１条（給付金を支払う場合）の傷害を被ったときは、共済契約者、被共済者または給付金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度を本組合に書面により通知し、本組合が説明を求めたときまたは被共済者の身体の診察もしくは死体の検案を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 共済契約者、被共済者または給付金を受け取るべき者が本組合の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、本組合は、給付金を支払いません。

第23条（事故発生時の義務）

共済契約者、被共済者または給付金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知っ

た場合には、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

（１） 事故発生の通知	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに本組合に通知すること。
（２） 事故内容の通知	次の事項を、遅滞なく、書面等により本組合に通知すること。 ア 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
（３） 調査の協力等	（１）または（２）のほか、本組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また本組合が行なう調査に協力すること。

第24条（事故発生時の義務違反）

① 被共済者が第１条（給付金を支払う場合）の傷害を被ったときは、共済契約者、被共済者または給付金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなくて第２３条（事故発生時の義務）表の規定に違反した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて給付金を支払います。

② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなくて第２３条（事故発生時の義務）（２）もしくは（３）に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて給付金を支払います。

第25条（給付金を請求、受取できる者）

① 給付金は被共済者が請求し、被共済者の指定口座に口座振込されます。

② 被共済者が死亡したときは、この制度は被共済者の法定相続人を給付金受取人とし、その者からの請求および給付金受領口座の指定を受けることとします。

第26条（給付金の請求）

① 本組合に対する給付金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	給付金請求権の発生時期	
死亡給付金	被共済者が死亡した時	
後遺障害給付金	被共済者に後遺障害が生じた時	
医療給付金	治療実日数が５日以上の場合	事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内の治療日数が５日となった時
	治療実日数が５日未満の場合	被共済者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時
手術給付金	手術を終えた時	

② 被共済者または給付金を受け取るべき者が給付金の支払を請求する場合は、下表の書類または証拠のうち、本組合が求めるものを本組合に提出しなければなりません。

給付金請求に必要な書類または証拠	
（１）	給付金請求書
（２）	公の機関が発行する交通事故証明書
（３）	死亡に関して支払われる給付金の請求に関しては、死亡診断書または死体検案

	書および戸籍謄本
（４）	後遺障害に関して支払われる給付金の請求に関しては、後遺障害もしくは 傷害の程度を証明する医師の診断書およびレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料
（５）	傷害に関して支払われる給付金の請求に関しては、傷害の程度を証明する医師の診断書およびレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料
（６）	その他本組合が第２７条（給付金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として契約締結の際に本組合が交付する書面等において定めたもの

③ 本組合は、事故の内容、傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または給付金を受け取るべき者に対して、②に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または本組合が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、本組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

④ 共済契約者、被共済者または給付金を受け取るべき者が、正当な理由がなく③の規定に違反した場合または②③の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、本組合はそれによって本組合が被った損害の額を差し引いて給付金を支払います。

⑤ 給付金の請求権は①に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第27条（本組合の指定医による診察等の要求）

本組合は、第２３条（事故の通知）の（事故発生時の義務）第１号規定による通知または前条（給付金の請求）の規定による請求を受 けた場合、必要と認めたときは、本組合が費用を負担して、本組合の指定する医師 による被共済者の身体を診察もしくは死体の検案を行うことを共済契約者、被共 済者または給付金受取人に求めることができます。

第28条（給付金の支払時期）

① 本組合は、請求完了日（被共済者または給付金を受け取るべき者が第２５条（給付金の請求）の手続を完了した日をいいます。以下同様とします。）からその日を含めて３０日以内に、本組合が給付金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、給付金を支払います。

（１）	給付金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被共済者に該当する事実
（２）	給付金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、給付金が支払われない事由としてこの制度において規定する事由に該当する事実の有無
（３）	給付金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
（４）	契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この制度において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
（５）	（１）から（４）までのほか、本組合が支払うべき給付金の額を確定するために確認が必要な事項

② ①に規定する確認をするために、下表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、①の規定にかかわらず、本組合は、請求完了日からその日を含めて下表「期間」に掲げる日数（複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、給付金を支払います。この場合において、本組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済契約者、被共済者または給付

金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

	事　由	期　間
（１）	災害救助法が適用された災害の被災地域における①の表の（１）から（５）までの事項の確認のための調査	６０日
（２）	①の表の（１）から（４）までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	９０日
（３）	①の表の（３）の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	１２０日
（４）	①の表の（１）から（４）までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます）	１８０日
（５）	①の表の（１）から（５）までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	１８０日

③ ①および②に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または給付金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、それによって確認が遅延した期間については、①または②の期間に算入しないものとします。

第29条（代位）

本組合が給付金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、本組合に移転しません。

第30条（代理請求人）

① 被共済者に給付金を請求できない事情がある場合で、かつ、給付金を受けるべき被共済者の代理人がいないときは、下表に示す者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を本組合に申し出て、本組合の承認を得たうえで、被共済 者の代理人として給付金を請求することができます。

（１）	被共済者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります)
（２）	（１）に規定する者がいない場合または（１）に規定する者に給付金を請求できない事情がある場合には､被共済者と同居または生計を共にする３親等内の親族
（３）	（１）および（２）に規定する者がいない場合または（１）および（２）に規定する者に給付金を請求できない事情がある場合には､（１）以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります）または（２）以外の３親等内の親族

② ①の規定による被共済者の代理人からの給付金の請求に対して、本組合が給 付金を支払った後に、重複して給付金の請求を受けたとしても、本組合は給付金 を支払いません。

第８章　その他

第31条（契約の継続）

① 共済期間の満了に際し、契約を継続する場合において、契約申込書、契約継続の申込書に記載した事項および共済証書に記載された事項に変更があったとは、共済契約者（これらの者の代理人を含みます。）は、書面をもってこれを本組合に告げなければ

なりません。この場合の告知については第１０条（告知義務）の規定を適用します。

② 契約継続の場合には、新たに共済証書を発行しないで、従前の共済証書と新たな共済証書に代わる書面をもってこれに代えることができます。

③ 第３条（保障責任の始期および終期）③の規定は、継続契約の掛金についても、これを適用します。

第32条（訴訟の提起）

この契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

定款・共済規程・受託自動車共済約款・交通事故共済制度要綱に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

附　　則

この交通事故共済制度要綱は平成２８年１０月１日から施行します。

別表１

各等級の後遺障害は、自動車損害賠償保障法施行令別表第１･第２（労働者災害補償保険適 用に基づく後遺障害認定の場合は労働者災害補償保険法施行規則別表第１）に準ずる。

等級	支払割合
第１級	８０％
第２級	６９％
第３級	５９％
第４級	５０％
第５級	４２％
第６級	３５％
第７級	２８％
第８級	２２％
第９級	１６％
第10級	１２％
第11級	９％
第12級	６％
第13級	４％
第14級	２％